

平成30年5月  
平成30年第2回栃木市議会臨時会  
議案書

栃木市

## 番 号

## 件 名

報告第 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 6 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	5
議案第 57 号 市長の専決処分事項の承認について （栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）	9
議案第 58 号 市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）	52
議案第 59 号 市長の専決処分事項の承認について （栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）	57
議案第 60 号 市長の専決処分事項の承認について （栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）	62
議案第 61 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	66
議案第 62 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	67
議案第 63 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	68
議案第 64 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	69
議案第 65 号 監査委員の選任につき同意を求めるについて	70

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年4月6日

栃木市長 鈴木俊美

平成30年3月16日、栃木市入舟町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市旭町地内居住者

2 損害賠償の額

146,626円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

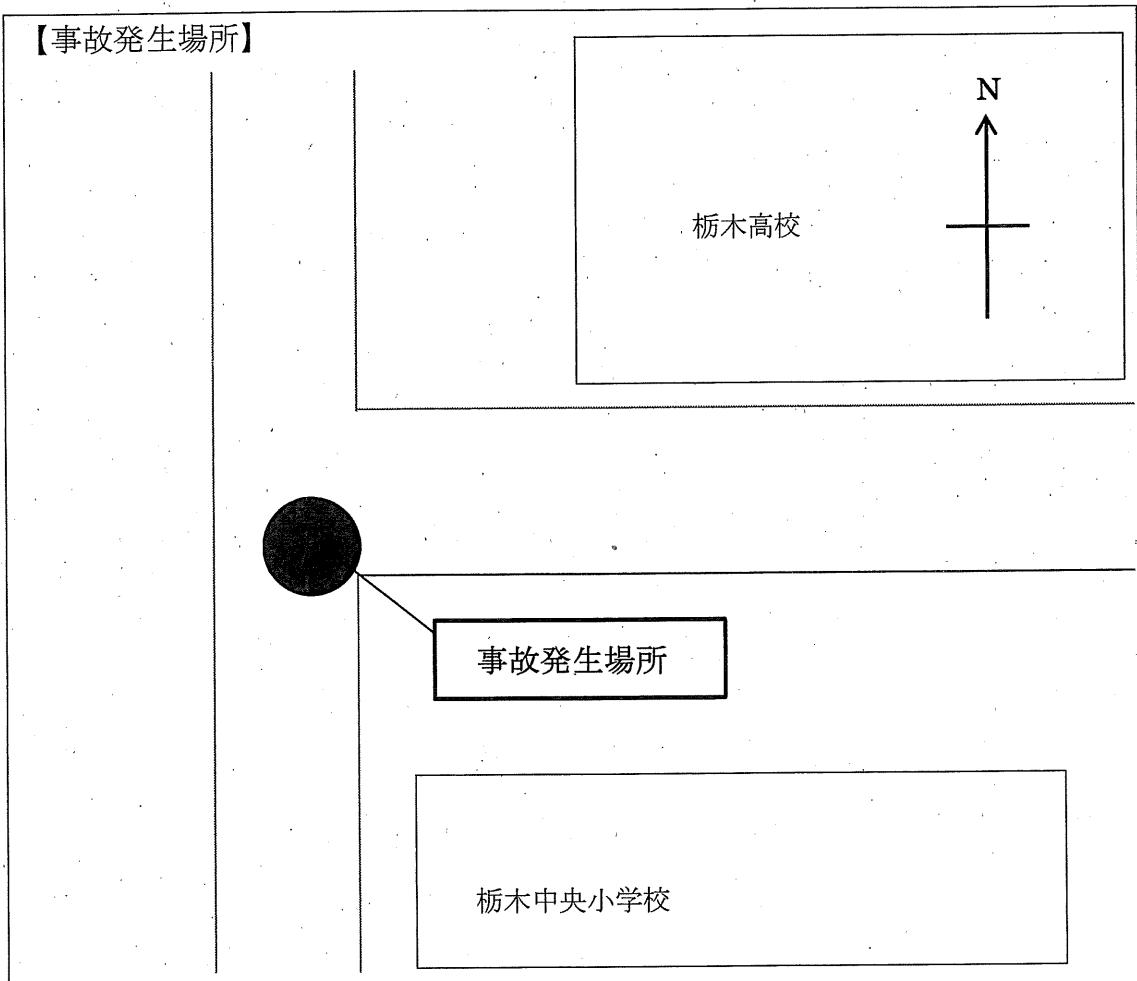
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

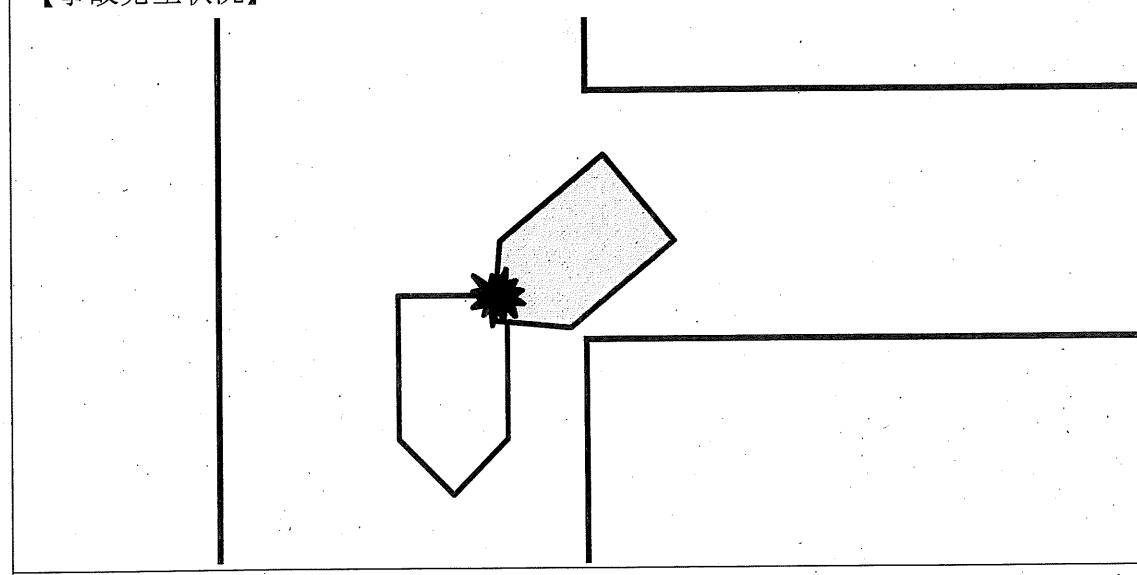
1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

【事故発生場所】



【事故発生状況】



T字交差点において、公用車が一時停止後左折しようとした際、右手より直進してくる車両を見落としたことにより、当該車両の左後方に接触した。

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年4月27日

栃木市長 大川秀子

平成30年3月19日、西方町真名子地内市道1004号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方

栃木市平井町地内居住者

2 損害賠償の額

70,824円

3 損害賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第5号と同じ。



【事故発生場所】

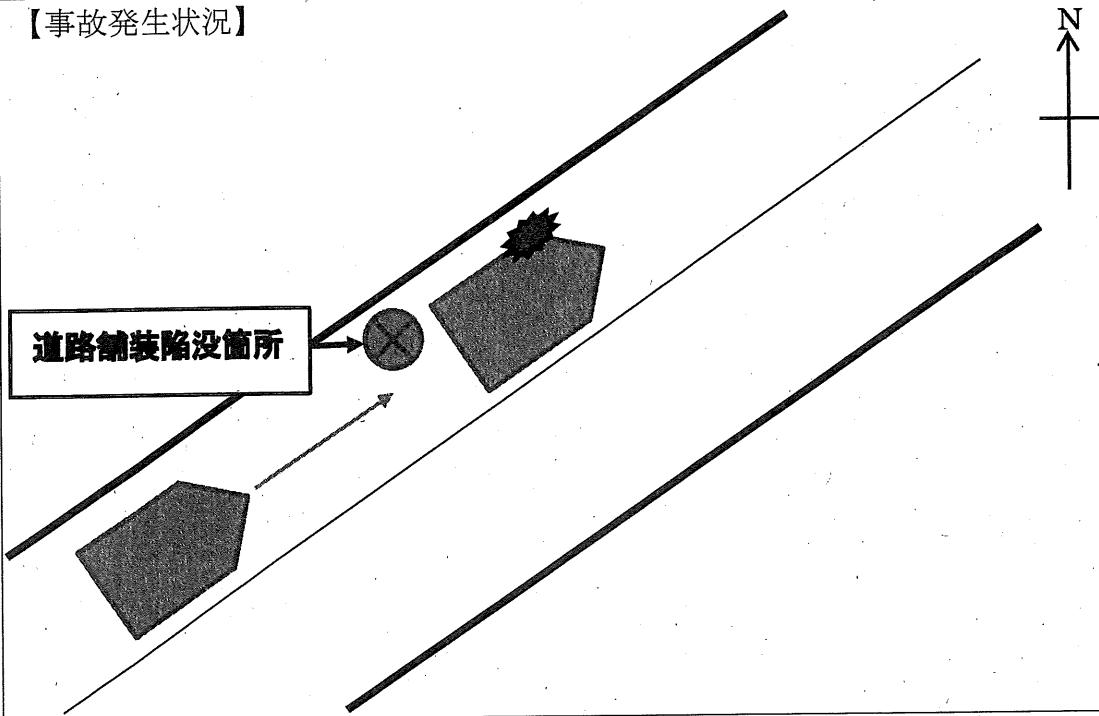
宇都宮西中核工業団地



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.480898/139.712598&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0f0>)  
を加工して作成したものです。

【事故発生状況】



乗用車を運転中、道路上に穴が空いており、そこに左側前輪タイヤが落ち、  
タイヤ及びホイールが損傷してしまった。

議案第57号

市長の専決処分事項の承認について

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

専決第3号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に關  
する専決処分書

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分  
する。

平成30年3月30日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第31号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第45条一  
「第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準（第44  
第49条）」を 第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第4  
条の2—第44条の4）  
に、「第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第45条一第49条）」

「第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」を 第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）  
に、「第5節 基準該当障がいに関する基準（第96条—第98条）」

「第5節 共生  
福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」を 第6節 基準  
型障がい福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）  
に、  
該当障がい福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」

「第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第150条—第15  
「第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準（第149条  
1条）」を 第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第150

の 2 - 第 149 条の 4)

に、「第 5 節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準（第 151 条）」

「第 5 節 共生型障がい福祉サービスに関する基準（第 160 条 - 第 161 条）を

第 6 節 基準該当障がい福祉サービ

に関する基準（第 159 条の 2 - 第 159 条の 4）

に、「第 168 条」を「スに関する基準（第 160 条 - 第 161 条）」

第 167 条の 2」に、「第 5 節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

「第 5 節 基準該当障がい福祉サービス

第 13 章 就労定着支援

第 1 節 基本方針（第 194 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 194

第 3 節 設備に関する基準（第 194

（第 191 条 - 第 194 条）」を 第 4 節 運営に関する基準（第 194

第 14 章 自立生活援助

第 1 節 基本方針（第 194 条の 13）

第 2 節 人員に関する基準（第 194

第 3 節 設備に関する基準（第 194

第 4 節 運営に関する基準（第 194

に関する基準（第 191 条 - 第 194 条）

条の 3・第 194 条の 4）

条の 5）

条の 6 - 第 194 条の 12）

に、「第 13 章」を「第 15 章」

条の14・第194条の15)

条の16)

条の17—第194条の20)」

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並び

に、 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第201条の2・第201条

第2款 人員に関する基準(第201条の4・第201条の5)

第3款 設備に関する基準(第201条の6)

第4款 運営に関する基準(第201条の7—第201条の12)

に人員、設備及び運営に関する基準

の3) 「第5節 日中サービス支援型指

第1款 この節の趣旨及び基

第2款 人員に関する基準(

第3款 設備に関する基準(

を 第4款 運営に関する基準(

第6節 外部サービス利用型指

第1款 この節の趣旨及び基

第2款 人員に関する基準(

第3款 設備に関する基準(

第4款 運営に関する基準(

定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

本方針(第201条の2・第201条の3)

第201条の4・第201条の5)

第201条の6)

第201条の7—第201条の11)

定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  
本方針(第201条の12・第201条の13)

第201条の14・第201条の15)

第201条の16)

第201条の17—第201条の22)

「第15章 削除」  
に、「第14章」を「第16章」に、  
第16章 山間のへき地その他の地

域における基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第206条—第21

0条)」  
を「第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障がい

福祉サービスに関する基準(第206条—第210条)」に改める。

第1条中「第30条第1項第2号イ」の次に「、第41条の2第1項各号」  
を加える。

第2条第3号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条第  
16号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準  
第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号  
を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の  
1号を加える。

(15) 共生型障がい福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法

第29条第1項の指定を受けた者による指定障がい福祉サービスをいう。

第3条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第6条第1項中「第201条の2及び第201条の10第2項」を「第2

01条の12及び第201条の20第2項」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障がい福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第14号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障がい福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(準用)

第44条の4 第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。  
第80条第1項第2号中「第16章」を「第17章」に改める。  
第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)  
第87条の2 指定生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号中「指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定

居宅サービス等基準」という。) 第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。) 又は指定地域密着型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に改め、「(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)」を削る。

第97条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看

護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第218条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）」に、「指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項又は第219条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）」に改め、同条第1号中「（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項又は第219条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）」を「（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）」に、「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第15

0条の2及び第160条の2において同じ。)」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「(指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第1号又は第223条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)」を「(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障がい福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第72条に規定する指定放課後等デイ

サービスをいう。) (以下「指定児童発達支援等」という。) を受ける障がい児の数を指定児童発達支援等を受ける障がい児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第62条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第64条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通

所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準条例第 61 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 95 条の 4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第 112 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第 219 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 (栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 25 年栃木市条例第 13 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。) 第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介

護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項若しくは第219条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第55条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下のこの条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サ

サービス基準条例第112条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第218条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項若しくは第219条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつ

ては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第1号若しくは第223条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに共生型通りサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条若しくは第219条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第80条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、

共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」の次に「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同号ア中「指定共同生活援助」の次に「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、「第201条の2」を「第201条の12」に改め、「第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の次に「（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「に指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）」を加え、同条第3項第1号中「第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、「第201条の4第1項に規定する」を削り、同号ア中「第195条に規定する指定共同生活援助」の次に「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、「第201条の2」を「第201条の12」に改める。

第109条第2号中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1

項」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障がい福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第15号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をい

う。) (以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。) の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。) (以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第2号ウ若しくは第223条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域

密着型サービス基準条例第112条第5項若しくは第219条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障がい者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障がい者等包括支援

計画」に改め、同条第1項中「重度障がい者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障がい者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障がい者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障がい者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障がい者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障がい福祉サービス（以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で

除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適當な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条若しくは第219条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第152条中「、規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

## 第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

### (共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障がい福祉サービス（以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### (共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第159条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条若しくは第219条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、

第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、  
第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第10章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

#### （通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加え、「第157条の2、第146条及び第147条」を「第146条、第147条及び第157条の2」に、「この条」を「この項」に改める。

第16章を第17章とする。

「第15章 削除」を削る。

第202条第1項中「（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準第72条に規定する指定

放課後等デイサービス事業所をいう。)」を削る。

第14章を第16章とする。

第196条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第199条第3項中「利用者の負担」を「当該利用者の負担」に改め、「家事等」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第201条の12中「、第200条の2」を「及び第200条の2」に、「第201条の12」を「第201条の22」に改め、同条を第201条の22とする。

第201条の11を第201条の21とし、第201条の8から第201条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の7中「第201条の9」を「第201条の19」に改め、同条を第201条の17とする。

第201条の6を第201条の16とし、第201条の3から第201条の5までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の2中「前節」を「第4節」に、「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条を第201条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支

援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第201条の4　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービ

ス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従

業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。  
(準用)

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第3款 設備に関する基準 (設備)

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の

入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができます。

- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができます。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### 第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所(第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わ

なければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障がい福祉サービスの事業を行う者との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならぬ。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11　第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み

み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とする。

第12章の次に次の2章を加える。

### 第13章 就労定着支援

#### 第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障がい福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第6条の10の2に規定するものを受け通常の事業所に新たに雇用された障がい者に

対して、規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障がい福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障がい福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

#### (準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

#### (設備及び備品等)

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

### 第4節 運営に関する基準

#### (サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者的心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者的心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地

域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができる  
よう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人  
以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている生活介護等に係る  
指定障がい福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就  
労の継続を図るため、新たに障がい者を雇用した通常の事業所の事業主、  
指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行  
うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生  
活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その  
他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに當  
たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1  
月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問するこ  
とにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間  
中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他  
の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業  
者その他の関係者と連携し、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の  
関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画

- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

## 第14章 自立生活援助

### 第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障がい福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境

に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
  - (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数  
ア 利用者の数が30以下 1以上  
イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

### (準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(準用)

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障がい福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障がい者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障がい者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければ

ならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者的心身の状況及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第2項、第7項及び第8項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第12項中「第201条の12」を「第201条の22」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 58 号

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 30 年 5 月 17 日提出

栃木市長 大川秀子

専決第4号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

## 栃木市条例第32号

### 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第24条の2第2項中「場合には」を「に当たり」に改め、「を提示しなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 59 号

市長の専決処分事項の承認について

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 30 年 5 月 17 日提出

栃木市長 大川秀子

専決第5号

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第33号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律

第2号) 附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第60号

市長の専決処分事項の承認について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

専決第6号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専  
決処分書

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法  
(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により別紙のとおり専  
決処分する。

平成30年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

## 栃木市条例第34号

### 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第9項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第12項、第13項並びに第14項の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第19項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第61号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市菌部町4丁目8番70号

氏 名 後藤 正人

生年月日 昭和22年9月19日

議案第62号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 宇都宮市花房2丁目4番5号

氏 名 渋川 孝夫

生年月日 昭和25年5月16日

議案第63号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市都賀町合戦場705番地

氏 名 佐山 隆

生年月日 昭和29年10月24日

議案第 64 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることがあります。

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 5 月 17 日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市岩舟町静 1963 番地 2

氏 名 高岩 初枝

生年月日 昭和 28 年 2 月 4 日

議案第65号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成30年5月17日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市藤岡町赤麻1474番地

氏 名 藤沼 康雄

生年月日 昭和21年6月27日